

職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

・ 所属名 阿波市建設部

・ 職 名 課長補佐

・ 年 齢 48歳

・ 非違行為の概要

当該職員が、業務で使用するPC端末に、無許可の外部記録媒体を接続したこと及び、担当業務において使用することが認められていない503人分の個人情報を所持していた。

こうした行為は、職務上の義務違反であるとともに、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非違行為である。

よって、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、懲戒処分として停職処分とした。

・ 処分内容 3か月の停職処分

・ 処分年月日 令和元年6月25日